
**飯山市文書管理・電子決裁システム導入業務委託
公募型プロポーザル
実施要領**

令和7年(2025年)5月
飯山市総務部事業戦略課 DX 推進係

目次

1. 公募型プロポーザルの概要	3
(1) 業務名	3
(2) 業務概要	3
(3) 契約期間	3
(4) 履行場所	3
(5) 担当課	3
(6) 参加資格要件	3
(7) 契約締結までのスケジュール	3
(8) 配布資料	4
2. 参加手続等	5
(1) 参加申込の提出	5
① 参加表明書等の提出	5
② 提出期限	5
③ 提出方法	5
④ 参加資格の確認通知	5
(2) 本プロポーザルに関する質疑応答	5
① 質問様式	5
② 提出期限	5
③ 提出方法	5
④ 質問に対する回答	5
(3) 提案書等提出手続	5
① 提案書類の構成及び提出部数	5
② 提出場所及び提出期限	6
③ 提案書の作成	6
④ 機能要件一覧、帳票要件一覧の作成	6
⑤ 見積書の作成	7
⑥ 委任状の提出	7
⑦ 提案書類の提出方法	7
3. 評価基準	8
(1) 一次審査通過者の決定方法	8
(2) 提案上限価格	8
(3) 提案書類の評価	8
(4) プレゼンテーション(デモンストレーションを含む)の評価	8
(5) 一次交渉権獲得提案者の決定通知	8
(6) 提案者の公表	9
4. 契約手続等	9
(1) 契約保証金	9
(2) 契約書作成の要否	9
(3) 契約手続	9
(4) 契約手続において使用する言語及び通貨	9
5. その他	9
(1) 費用負担	9
(2) 提案書類の取扱い	9
(3) 注意事項	9
(4) 留意事項	9

1. 公募型プロポーザルの概要

(1) 業務名

飯山市文書管理・電子決裁システム導入業務委託(以下「本業務」という。)

(2) 業務概要

飯山市文書管理・電子決裁システム導入業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 契約期間

令和7年度及び令和8年度以降の契約内容は以下を想定している。

システム構築(試行期間含む): 契約締結日から令和8年(2026年)3月31日まで

システム利用: 令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで

※5その他 (4)留意事項を参照

(4) 履行場所

飯山市役所及び本市が指定又は承認する場所

(5) 担当課

飯山市役所総務部事業戦略課DX推進係

〒389-2292

長野県飯山市大字飯山1110-1

TEL 0269-67-0724(直通)

FAX 0269-62-5990

メール senryaku@city.iiyama.nagano.jp

(6) 参加資格要件

公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)に参加を希望する者は、仕様書 8.参加資格に関する事項の要件を満たしていること。

(7) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、以下を予定している。

ただし、日曜日、土曜日及び休日には、受付(各質問の受付を含む)を行わない。

表 1-1 契約締結までのスケジュール(予定)

No.	項目	日付
1	公募の開始	令和7年5月14日(水)
2	質問の受付期限	令和7年5月22日(木) 17時
3	質問の回答期限	令和7年5月27日(火) 17時
4	参加申込書等の提出期限	令和7年5月30日(金) 17時
5	参加資格確認結果の通知	令和7年6月3日(火) 17時
6	提案書類の提出期限	令和7年6月11日(水) 17時
7	一次審査結果通知	令和7年6月25日(水)
8	プレゼンテーションの実施	令和7年7月7日(月)
9	結果の通知	令和7年7月16日(水)
10	契約締結	令和7年7月下旬

(8) 配布資料

本プロポーザルの配布資料を以下に示す。

表 1-2 配布資料一覧

No.	資料名	様式
1	飯山市文書管理・電子決裁システム導入業務委託 公募型プロポーザル実施要領(本書)	-
2-1	仕様書	-
2-2	別紙1_機能要件一覧	-
2-3	別紙2_帳票要件一覧	-
3-1	参加表明書(兼参加資格審査申請書)	様式1
3-2	誓約書	様式2
3-3	会社概要	様式3
3-4	導入実績一覧	様式4
4	見積書	様式5
5	質問書	様式6
6	委任状	様式7
7-1	審査要領	-
7-2	審査要領 別紙1_提案書評価基準表	-
7-3	審査要領 別紙2_プレゼンテーション評価基準表	-
7-4	デモンストレーション実施内容	※予定(別途提示)

2. 参加手続等

(1) 参加申込の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

① 参加表明書等の提出

- 参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式1)
- 誓約書(様式2)
- 上記様式の添付資料(様式3)、(様式4)

② 提出期限

令和7年5月30日(金) 17時

③ 提出方法

参加表明書等の提出は、「1(5) 担当課」への持参又は郵送によること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く9時から17時までとすること。

郵送による場合は、封筒に「プロポーザル参加申請書等在中」と朱書して、「1(5) 担当課」あてに、提出期限までに書留郵便にて必着のこと。

④ 参加資格の確認通知

参加資格の確認審査の結果については、申請者あてに「参加資格確認結果通知書」を電子メール及び簡易書留郵便にて発送する。

(2) 本プロポーザルに関する質疑応答

本プロポーザル資料に関して質問がある場合は、次の通り、電子メールにて質問書を提出すること。電話や口頭での質問は受け付けない。

① 質問様式

質問書(様式6)を用いること。

② 提出期限

令和7年5月22日(木) 17時

③ 提出方法

「1(5)担当課」に電子メールにて提出すること。

質問書の送付後、電子メールの到達を電話で確認すること。

④ 質問に対する回答

当該質問書提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答は、順次、本市公式ホームページに掲載する。

(3) 提案書等提出手続

公募型プロポーザルにより行うことから、「参加資格確認結果通知書」で参加資格を有する旨の通知を受けた者は、次のとおり提案書類を提出すること。

① 提案書類の構成及び提出部数

提案書類の構成及び提出部数を以下に示す。

表 2-1 提案書類の構成及び提出部数

No.	提案書類	様式	提出部数
1	提案書	任意	正本： 1 部、 副本： 10 部
2	別紙 1_機能要件一覧		
3	別紙 2_帳票要件一覧		
4	見積書	様式 5	正本：社名あり 1 部
5	委任状(必要な場合のみ)	様式 7	正本：社名あり 1 部
6	上記 1 から 5 の内容を電子データで保存した 電磁的記録媒体	-	1 枚

※機能要件一覧及び帳票要件一覧については、Microsoft Excel 2019で編集可能なデータ形式とすること。

※電磁的記録媒体については、出物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

② 提出場所及び提出期限

ア. 場所

飯山市役所 3階 事業戦略課

イ. 提出期限

令和 7 年 6 月 11 日(水) 17 時

③ 提案書の作成

ア. 様式

- 提案書の言語は日本語とし、平易な解説を心掛けること。ただし、日本国内においても、英字で表記されることが一般的な文言については、英字で記載しても構わないものとする。
- 情報処理に関する用語の表記については、日本工業規格(JIS)の規定を参考にする。
- 用紙サイズは、原則として日本工業規格A列4番で作成すること。図表等においてA列4番で作成することが困難なものについては、必要に応じて日本工業規格A列3番を使用し、書類の中に折り込むことも可とする。
- 文字サイズは、原則として10.5ポイント以上で作成すること。ただし、図表等に関してはその限りではない。
- 目次及びページ番号を付与すること。
- 提案書は、表紙、目次を除いて50ページ以内とすること。
- 提案書の表紙には「飯山市文書管理・電子決裁システム導入業務委託」と明記し、正本のみ押印すること。
- 電磁的記録媒体への保存形式は、Microsoft Word 2019、Microsoft Excel 2019、Microsoft Power Point 2019又はPDFで読み込み可能なファイル形式とすること。

イ. 記載内容

仕様書の内容を踏まえ、審査要領の「別紙 1_提案書評価基準表」の項目に従って記載することし、記載順序も一覧の通りとすること。

④ 機能要件一覧、帳票要件一覧の作成

仕様書の「別紙1機能要件一覧」「別紙2帳票要件一覧」の各要件に対して、対応状況を以下の基準に則り回答すること。

表 2-2 回答基準

回答	対応状況	内容
◎	標準機能	提案パッケージの標準機能により対応可能
○	代替機能	提案パッケージの標準機能を活用した代替機能により対応可能 提案書へ代替案を利用した実現方法を記載すること
△	カスタマイズ	提案パッケージへのカスタマイズにより対応可能 備考欄へカスタマイズ内容とカスタマイズに係る費用を記載すること また、カスタマイズ費用は初期経費に含むものとする
×	対応不可	対応できない

⑤ 見積書の作成

提案者は、以下の点に留意し、見積書を作成すること

- 費用については、仕様書等に掲げる条件に留意し、必要となる一切の諸経費を含めて作成すること。
- 様式は別添の「見積書(様式5)」のとおりとする。
- 見積書作成にあたっては、「見積書(様式5)」にシステム構築費(試行期間含む)及び利用経費を示すこと。
- 「見積書(様式5)」が、3.評価基準(2)上限価格を上回った場合、失格となるため、十分留意すること。

⑥ 委任状の提出

本プロポーザルの手続きを委任する場合にのみ、「委任状(様式7)」を提出すること。

⑦ 提案書類の提出方法

- 提案書類の提出は、「1(5) 担当課」への持参又は郵送によること。
- 郵送による提出の場合は「提案書類在中」と朱書して、「1(5) 担当課」あてに令和7年6月11日(水) 17時までに書留郵便にて必着のこと。

3. 評価基準

(1) 一次審査通過者の決定方法

審査要領に基づき、上限価格の範囲内で提案した者のうち、一次審査として提案書、機能要件一覧及び帳票要件一覧 の評価を行い、評価点が最も高い3者を一次審査通過者とし、二次審査は一次審査通過者のみを対象とする。一次審査通過者の決定通知は提案書類を提出した申請者全員へ電子メールで通知する。

なお、審査結果に関する異議申立てや問い合わせ等には一切応じないものとし、審査内容についても開示しない。

(2) 提案上限価格

本提案における提案価格の上限は50,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。試行期間を含むシステム構築期間、5年間の利用、通信、保守運用を含む総経費)とし、うち令和7年度の上限額は10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

提案価格は この金額を超えてはならない。なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模の上限を示すものであることに留意すること。

(3) 提案書類の評価

- 提出された提案書類は、審査委員会において公正に評価する。
- 各手続等において無効又は失格となった参加者の提案書類は評価しない。

(4) プレゼンテーション(デモンストレーションを含む)の評価

提出された提案書に基づき、本市の指定する日時に提案内容のデモンストレーションを含むプレゼンテーション及び審査委員会委員からの質疑応答を実施する。

プレゼンテーションは、提案書の説明を行うものであり、提案書に記載のない新たな提案は認めない。

実施日、実施時間及び実施場所等は、担当課より一次審査結果通過対象者に通知する。なお、実施時期は、「1(7) 契約締結までのスケジュール」による。

プレゼンテーションは、60分以内とする。プレゼンテーションの評価の詳細は以下の通り。

- 説明者は、提案書に記載されている体制に含まれる担当者の中から行うものとし、5名までの参加を認める。
- プレゼンテーションは、提案書に記載された内容について、ポイントを時間内に説明するものとし、提案外の説明は認めないものとする。
- デモンストレーションは、提案システムのデモンストレーションの環境が動作する実機を提案事業者にて準備の上、別途提示する「デモンストレーション実施内容」に沿って実施すること。
- デモンストレーション及びヒアリングの内容と、機能要件の回答に不整合があった場合は、回答を事務局にて修正する場合があるため、十分留意すること。
- 提案者からのプレゼンテーションの後、質疑応答で30分間程度プレゼンテーションに対するヒアリングを行う。

(5) 一次交渉権獲得提案者の決定通知

審査要領に基づき、技術点、価格点をそれぞれ算出し、合計点が最も高い提案者を一次交渉権獲得提案者とする。

一次交渉権獲得提案者決定結果は、各担当者へ電子メールと書面にて通知する。なお、決定時期は、「1(7) 契約締結までのスケジュール」による。

なお、審査結果に関する異議申立てや問い合わせ等には一切応じないものとし、審査内容についても開示しない。

(6) 提案者の公表

審査の結果は、契約締結後に公表する。

4. 契約手続等

(1) 契約保証金

要。ただし、飯山市財務規則第124条第3項に該当する場合は、免除とする。また、契約保証金に代わる担保については、飯山市財務規則第124条第2項による。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続

一次交渉権を獲得した提案者との協議の結果、本市が正式にシステム構築事業者として決定した提案者のシステムを本業務の導入システムとして指定し、随意契約により契約を締結するものとする。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5. その他

(1) 費用負担

本プロポーザルの参加に必要な費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提案書類の取扱い

提出された提案書類の受理後、加除修正及び撤回は認めない。また、提出された書類は、返却しないものとする。

なお、提案書類の著作権は、提案者に帰属するものとする。

(3) 注意事項

提案書類に虚偽の記載をしたと本市が判断した場合、又は、プレゼンテーション(デモンストレーション含む)において虚偽の発言をした場合は、当該提案者を失格とするとともに、飯山市競争入札参加資格停止措置要領に規定する資格停止措置を行うことがある。

(4) 留意事項

令和8年度以降の契約については、飯山市議会での一般会計予算の議決を前提としているため、議決状況により、この契約に係る予算について縮減又は削除があった場合には、契約が締結できない可能性がある。この場合において、生じた損害の賠償を請求することができない。